

産業廃棄物収集運搬業許可証

群馬県伊勢崎市曲沢町754番地21

有限会社 ジェイ・ティ・エス

取締役 廣岡 敏博

再複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和 4年12月15日

許可の有効年月日 令和 9年12月14日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、燃え殻、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、鋳さい、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

朱社印とこの赤印なきもの無効